

「市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」(仮) 運営指針(素案)に対する構成員の主な意見

①：第1回WG
②：第2回WG
③：第3回WG
④：第4回WG

区 分	主 な 意 見
1. 趣旨・目的	<p>③指針の冒頭に、作成目的・趣旨などを記載することで、指針の位置づけが分かりやすくなる。</p> <p>④趣旨、目的の最初が虐待相談から入ってしまっているのは問題。新しい市町村にあったシステムが作られていく中で、趣旨、目的は非常に重要。</p> <p>④拠点の目的に偏りがある。改正児童福祉法第3条及び第10条を踏まえ、そのための拠点であることを明確にすべき。</p> <p>④法律には、市町村は実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行うための拠点の整備をしなければいけないと書かれているため、これだけのこと担う拠点ということを確認にすべき。</p> <p>④ポピュレーションからハイリスク、全ての子ども家庭の支援といった拠点の目的を明確にすべき。</p> <p>④目的は法改正を反映し、全ての子どもをということ合意。</p> <p>④市町村が担う役割は、ポピュレーションからハイリスクまでで納得するが、市町村の担う役割の全部を支援拠点が担うわけではない。支援拠点の位置づけは、よりハイリスクの部分を担当するのではないかと。そうでなければ、巨大な組織になり過ぎてしまう。</p> <p>④大きな枠組みをしっかりと市町村の中に位置づけ、市町村は全ての家庭に対しての養育を保障する責任があるのだということ打ち出していきたい。</p> <p>④拠点は、スクリーニングをするものではなく、支援を行って養育の負担を減らすためのもの。そういう意味では、対象は地域に住んでいる子育て世帯全てが対象となる。</p>

区 分	主 な 意 見
	<p>④市町村は全ての子どもを対象に支援をしていかなければいけないことを明記すべき。いつの間にか、要支援、要保護に特化した組織作りになってしまうことが懸念される。</p> <p>④全ての子どもたちの中でも、特定妊婦、要支援、要保護といった手の届きにくい子どもたちをしっかりと支援の中に入れていく。今までは家庭児童相談室がやっていたようなところを、職員配置も含めしっかり作っていくものとする。</p> <p>④理念としてはすべての子ども家庭とするが、母子保健や保育で既に対応しているので、そこに適切につないでいくことと、もう少し要支援など手薄なところを載せていくイメージではないか。</p> <p>④理念を施策に移していくには段階があり、行政は計画に基づいて動くため、計画がなければ理念を実現していくのは難しい。</p>
2. 実施主体	<p>②専門性の高いサポートをするには、直営で担うのは難しい。民間の力を最大限活用しながら、連携することが必要。</p> <p>①民間団体に委託する場合に、公的な支援業務も含めて行うのであればガイドラインが必要。</p> <p>②民間だけの運営では、庁内のコーディネートなど様々な課題が生じるため、行政の中にも担当部署を作り、ケースワークを受け付ける担当者が必要。</p> <p>②指定管理の場合、行政がどこまでやるかガイドラインのようなもので示すことが必要。</p> <p>②委託できるとする部分について、全部なのか部分なのか示すことが必要。</p> <p>③実施主体について、社会福祉法人等へ委託する場合は、法人の構成員の資格や経験年数などの基準を示すことが必要。</p> <p>④実施主体について、市町村が認めた社会福祉法人等に運営の一部を委託するとあるが、業務の一部を委託するものであって、運営そのものを委託するものではない。</p> <p>②狭い市町村というのは、広域で対応していくことを検討しなければならない。</p> <p>④町村から大きな市に委託できるとしても良いのではないか。</p>
3. 対象	<p>③支援対象は、児童虐待に特化せずに、医療的ケアの必要な子ども、身体障害、経済的困難など、困りのある家族ごとに把握し、必要な支援を提供することで、子どものウエル・ビーイングに焦点を当てた真のケアシステムが構築される。</p> <p>②支援対象は、要支援児童、保護者といった個人ではなく、子ども家庭とし、関係性を含めたシステムとして考えなければならない。</p>

区 分	主 な 意 見
	<p>③市町村が子ども家庭支援を担う、支援の中心は市町村、それをやる拠点を設けるものであって、虐待対応だけをやるものではない。</p> <p>②支援拠点は、新たな社会的養育という観点から市町村の役割を考えると、要保護に限定すべきではなく、すべての子ども・家庭を視野に入れることが必要。</p> <p>②支援対象は、全ての子ども家庭とし、その中で虐待を受けた、あるいは虐待を受けたとされる子ども達の支援には、十分な力をもって対応していくことが必要。</p> <p>④支援対象は全ての子ども家庭となるのか。その場合、相談に入っていないものも全てが対象となると、どのように具体化できるのかイメージができない。</p> <p>②支援対象者は、要保護、要支援レベルと絞り込んで集中的に支援を行うべき。</p> <p>②新たな拠点は要支援家庭から要保護家庭を対象とし、その上で、一般の家庭や気になる家庭を対象とする地域子育て支援と新たな拠点はしっかり連携するとはどうか。</p> <p>③支援対象は、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭として、具体的には各市町村の実情に委ねるのが適当と考える。(付記するならば、「広く全ての子ども・家庭を視野に入れながら、その必要度に応じて必要な支援を拠点として行っていく。」とするか。)</p> <p>③支援対象については、何故拠点を作らなければならないのかということを確認にすることが必要。要保護児童、要支援児童、特定妊婦等を支援の対象として考えなければ、何のために拠点を考えるのか疑問。</p> <p>④対象について、具体的に支援をしているところでは、要支援と言っても良い。ただし、全体に対しポピュレーションアプローチが行われていて、問題があればハイリスクとみなして対応することを考えた場合の対象はもっと広がる。</p> <p>③虐待か否かにこだわるのではなく、緊急性のあるケースや困難なケースを要保護児童対策地域協会の中で取り組んで、その中で支援方策を進めて行く拠点であるべき。</p> <p>②支援対象については、要保護、要支援と定義で悩む話ではなく、どういう関わりなのか、緊急度なのかというところで議論するのではないか。</p> <p>③支援対象は、定義論に拘泥すべきではなく、緊急なのか、重大なのかが重要。</p> <p>③ポピュレーションアプローチが必要ということ、心配な子どもにはしっかり関わること、本当に危ない子どもは児童相談所がしっかり関わることについては合意されている。拠点がどこを担うものなのか整理が必要。</p> <p>②広場などを利用した全ての子育て家庭を網羅的に見るやり方と、専門機関として他の機関からの相談でつながるやり方など、自治体に応じてその機能を付ければ良いと思うが、全体の子育て家庭との連携が上手くできていないところもあるため、もう少し幅広い形で対応していかななくてはならない。</p>

区 分	主 な 意 見
	<p>③「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村の拠点が包含する形で検討していたが、法律になって、ポピュレーションアプローチが外へ出たイメージになってしまった。</p> <p>②虐待通告があつて保護できない子ども達を、保護の対象と考えるのか、支援の対象と考えるのか住み分けが必要。</p> <p>②どういうリスク、兆候があれば要支援児童として把握して上げていくのかが重要。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会と拠点の支援対象の重なりをどのように整理するのか。</p> <p>④拠点は、支援だけを担うものではないが、なぜ支援対象なのか。</p>
4. 業務内容	<p>③支援内容は、改正児童福祉法第10条の2の順番（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援）に沿って整理した方が良い。</p> <p>②支援内容については、「調査を行う」とか「情報を受ける」など、少し強めの言い方が必要。</p> <p>④全体的に「必要に応じ」、「必要な」ではなく、具体例を1つ入れることが必要。</p> <p>④支援内容が全て「要支援、要保護児童に関し」となっていることは問題。例えば実情の把握は、要支援、要保護児童だけについて実情を把握するものではない。</p> <p>④市区町村が何をやるべきか具体論を詰めなければいけない場合に、ポピュレーションで全てというように、抽象論的に目的を書けば良いというものではない。具体論の中がどれくらい変わってくるのか。どうやって有限な資源を配分しようかというところも考えなければいけない。</p> <p>④大きな枠組みの中で制度を変えようという動きだということを理解した上で、今までなかったものを構想していくことが必要。これから長い時間をかけて、具体論を形成していくという作業を続けていかなければならない。</p> <p>④ポピュレーションアプローチといった場合に、具体的にどのように書き込まれるのかが分からない。</p> <p>④市町村が行っている各種サービスの全てをつなぐところと、もう少し要支援のところで支援機能も持つということで合意。</p> <p>④拠点という場所を1つ作り、そこでいろいろな支援を行うというよりは、要支援への支援を手厚くする。また情報をきちっと把握して、様々なリソースを有機的につないでいく機能をあわせ持つことで合意。</p>
(1) 実情の把握	<p>④拠点は、関係機関と連携しながら情報を集約し、ニーズがある、あるいはリスクがある家庭を積極的に把握し、要支援の程度に応じて支援を行う。</p>
(2) 情報の提供	

区 分	主 な 意 見
(3) 相談、サービス調整、調査、支援計画、支援及び指導等	
①相談対応	③個別ケースの相談対応については、虐待防止法に基づく虐待通告、児童福祉法に基づく要保護児童の通告、改正児童福祉法に基づく要支援児童等に対する情報提供の受理を盛り込むべき。
②サービス調整	④行政は、様々な法令の中で動いているが、それが有機的につながっていない。それぞれがばらばらで動くことを防ぐ必要がある。
③調査	③支援内容は、指針のようにもう少し詳細に定めるべき。支援の前提として集めるべき調査事項の記載も必要。
④アセスメント	
⑤支援計画の作成等	<p>③支援計画の作成について、拠点が支援計画を作るのではなく、関係機関とともに個別会議を開催し、情報を共有し見立てを行いながら作成することについて記載が必要。</p> <p>③支援計画については、関係機関が共通の目標を立て、当面の課題を持ち、役割を分担し取り組む。またフィードバックをしながら、目標に向けて支援を共同で行うことが必要。</p> <p>④支援計画の作成について、保護者や子どもの意見や参加ということを視野に入れることが必要。</p>
⑥支援及び指導等	<p>①保護者（利用者）に対して、相談窓口の敷居を低くし、使える情報を提供することが必要。</p> <p>①何かあったときは市町村に通報する仕組みはできているが、窓口で好んで虐待や支援の相談をしてくる人は居ないため、予防してくれる場所というのにも必要。</p> <p>①助けを必要としている親が、続けて行きたいと思うバリエーションや選択の余地を残し、親に寄り添う支援者が連携を図り、全体を眺めていくことを意識して関わり続けることが重要。</p> <p>①支援は、子どもや親の問題などに関するアセスメントを適切にした上で、地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメント、見立てから介入プランを立て、そのプランの見直しを適宜やっていくようなコミュニティ・ソーシャルワークが基本。</p> <p>①社会資源を熟知していなければ、コミュニティ・ソーシャルワークはできない。拠点は、そのコミュニティ・ソーシャルワークを中心に行うべき。</p> <p>①（拠点のモデルとしている）子供家庭支援センターでは、保護者が精神疾患もしくは疑いがあつたり、DVやアルコール依存症の問題など、子どもの虐待とは非常に綿密につながっていて、家族を総体で見るというソーシャルワークが重要。</p>

区 分	主 な 意 見
	<p>③「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村が責任を持てる体制、地域をベースにしたソーシャルワーク機能を持つ事が大事という議論が根っこにあった。</p> <p>②相談だけでなく、在宅支援サービスのコーディネートが必要であるが、対象を要支援家庭まで広げ、養育支援訪問事業、ショートステイ事業等に加えて、一時預かりやファミサポの利用も増やしていく必要性がある。</p> <p>②ケースワークができるなど、相談を受けた後に動ける拠点にすることが必要。</p> <p>②ケースの情報も重要だが、関係機関においてキーパーソンを考えながらマネジメントしていくことが重要。</p> <p>③支援及び指導について、関係機関とともに役割分担をすることが必要。また、サービスの提供は拠点が行うのではなく、関係機関と協議し、調整をした上で提供を行うことについて記載が必要。</p> <p>③市町村指導は、初めての制度のため、責任の権限の所在などある程度明確にする意味でかき分けが必要。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会の調整機関にしても、子ども家庭支援の拠点としても重要なのは、責任を持つこと。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会の支援機能は、市町村毎に温度差があり、必要な支援ができていない。その支援の仕組みとして養育支援や家事援助まで含めて、市町村が総合的に行うための拠点。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会は大事だが、個別対応に追われてしまい、マネジメント機能が弱い。そういう意味で支援の拠点の整備するものと理解している。</p> <p>③市町村が今までやってきた母子保健や子育て支援を適切に行い、ポピュレーションとして安心して子育てができるように、子どもが守られるようにという仕組みを作り、尚且つ、心配な子どもについては拠点という言い方で調整機能をやっていくものと理解している。</p> <p>②一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センター事業などでも、困難な家庭を把握しているため、そこに関わる者の育成機能も必要。</p> <p>②外部に委託しているものを含め、既存の事業をどれだけ整理して、拠点に包含できるか検討が必要。</p> <p>②既存の機関をコーディネートしながら、どの事業とどの事業を組み合わせると支援に結びつけたら良いのか、調整できる機関が必要。</p> <p>②今ある事業を最大限活かしながら、それを調整して包括的に支援に結びつけていくシステムの構築が必要となり、それにはコーディネーターが庁内の様々な部署の事業を把握できるかが重要。</p> <p>②地域子育て支援拠点事業の担当者、利用者支援事業の担当者など、在宅養育家庭への支援、または予防的に地域資源として関わる可能性のある団体に対しての巡回指導やスーパーバイズ、ケース会議等への参加促進等。</p> <p>②児童福祉司と市区町村担当者、都道府県と市区町村のズレを埋めていかなければ、拠点機能や通所・在宅による指導措置が効果的に行うことはできないのではないかと。</p> <p>②市町村の拠点として最低限求められる標準的な内容が示されるべき。</p>

区 分	主 な 意 見
⑦都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導	<p>③児童福祉司指導は、都道府県毎にバラツキがある中で、拠点が児童福祉司指導の委託に対して、どのように対応すべきか記載することが必要か疑問。地域の実情や、都道府県ごとの考え方や対応も必要。</p> <p>③児童相談所も、児童福祉司指導の対応に差があるため、都道府県レベルでの整理も必要。</p> <p>③児童相談所からの委託を受けて行う支援内容については、個別ケースの対応の相談、調査、指導の中につけ加えるか、最後に別途「6」として追記するか。</p>
(4) 関係機関との連絡調整	②拠点は、単にリソースが1つ増えたということにならないよう、ソフト事業として、しっかりとしたネットワークを構築することが必要。
(5) その他の必要な支援	<p>③その他必要な支援として、非行相談はどうするか。非行相談も、要保護児童又は要支援児童に含まれるため支援対象となると思うが、養育里親支援等も含めてどこまで対応するのかについては、市町村の実情に委ねるのが適当。</p> <p>④市区町村では、非行相談、養育、里親支援は行ってきていないため、児童相談所を含めて、経験やノウハウを蓄積している機関が積極的に支援拠点に情報提供することや、研修を含めた経験の伝授をしていくことの記載が必要。</p>
5. 設置形態等	
(1) 類型	<p>③人口区分で3類型を作る場合も、各県の地理的状況や道路・鉄道事情など実情に合わせて県が整理し、国が監督することが妥当。</p> <p>③拠点の区割りには、基幹病院や保健所の設置が含まれた二次医療圏の考え方を反映した方が、市区町村の既存の事業区分にもそうし、住民に優しいシステムになる。</p> <p>④調整機関の中でも、調整的な役割と、相談員の役割がしっかりと意識されることが必要。また、職員配置について考える時に、人口が1万から17万とすると、大きすぎてイメージが難しい。</p> <p>④村と町は、福祉事務所もなく、行政の仕組みも異なるため、もう少し違う方法があるのではないかと。</p> <p>④人口規模について、大体5万～8万ぐらいが割と良い具合の都市。その単位でのどういう形で組み合わせていけるかという考えもある。</p> <p>④人口3万人、5万人程度の市が大多数のため、小規模型はもう少し細分化が必要。また、大規模型の場合は、拠点が1つとは限らないため、分散設置もあると考える。</p> <p>④人口だけではなくて、広さや分散配置など、地域の実情に合わせて色々なモデル類型を提示していくことが必要。</p>

区 分	主 な 意 見
	<p>④人口に対する基準は必要。子ども 9,000 人に 1 人をイメージしている等記載すれば良いのではないか。</p> <p>④政令指定都市と市町村を横並びで考えてしまうと、政令指定都市でも拠点が 1 か所でも良いのかという話になってしまうため、政令指定都市の場合の考え方についての議論が必要。</p> <p>②顔の見える連携ということが大切であり、母子保健でやっているポピュレーションアプローチをベースに、そこからケアが必要な子ども等に対して関わりを持ち、切れ目なく子育て支援が重なってくイメージが大切。</p> <p>③相談から必要であれば支援が届くという仕組みが必要であり、モデルとして、子育て世代包括支援センターと、地域子ども家庭支援拠点、要保護児童対策協議会拠点（仮称）という形で担うということが考えられる。</p> <p>③類型は、何万人から何万人という形で幅を持たせて記載した方が分かりやすい。</p> <p>②類型について、要対協と保健所のシステムを分けるのであれば、橋渡しについて示すことが必要。</p> <p>③類型において、1 人が担当する事件数の目安が必要。</p> <p>①0 歳から 18 歳までが対象となる児童館が、虐待予防の拠点施設として考えていけるのではないか。</p>
(2) 運営方法等	<p>③要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割は、拠点の中の一部。</p> <p>①拠点機能と要対協の調整機関との整理をどうするのか検討が必要。</p> <p>③支援対象を、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭とした場合、要保護児童対策地域協議会の支援対象と重なるため、整理が必要。</p> <p>③拠点は、進行管理の対象としては広いが、支援を直接担う部分は少ないという括りもあるため、要保護児童対策地域協議会との関係について整理が必要。</p> <p>③市町村をベースとして、要保護児童対策地域協議会の機能との関係、児童相談所との関係をどうするか整理が必要。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会をどのように市町村の中で機能させていくかが重要。基本的には、拠点の中で要保護児童対策地域協議会を持つことを原則に考えるのが現実的。</p> <p>①拠点機能と要対協の調整機関、子育て世代包括支援センターとの関係性の整理をどうするのか検討が必要。</p> <p>①子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開は必要と思う点と、要対協とかなり構成メンバーやネットワークが重なってくるため、その役割分担や連携、橋渡しをどのようにやっていくか、マニュアルなどに落とし込んだ方が良い。</p> <p>②子育て世代包括支援センターとの関係性の整理の他、児童養護施設や児童家庭支援センターなど既存の社会的養護の支援との関係も整理が必要。</p>

区 分	主 な 意 見
	<p>③拠点と子育て世代包括支援センターを分けて考えることが必要。</p> <p>②役所内には、母子保健や精神保健、障害児支援など複数の窓口があるため、支援拠点が関係部署との中でどういった位置づけになるのか示すことが必要。</p> <p>③他の社会資源等との関係性については、拠点の機能として最低限はっきりさせておくべきことのみを記載し、その他については、市町村の実情に委ねても構わないとし、書き分けが必要。</p> <p>④既に幾つもの機関がありながら、新しい支援拠点をすることはイメージができない。ポピュレーションアプローチ、要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センターなどを含め、全体を支援拠点というのであれば良いのかもしれない。</p> <p>④拠点は、これまでのシステムに付加するものではなく、全てを包含するような支援拠点として考えるべき。</p> <p>④支援拠点は、市町村管内の全ての子ども家庭を把握して、適切な支援をやっていく中心になることを記載することが必要。</p> <p>④ポピュレーションから要保護まで全体を含めたところが支援拠点の機能とし、子ども全体の支援を考えていく場所ということ意識し、イメージ化したほうが良い。</p> <p>④自治体の中の既存の機構を統合し集中して管理するところと、具体的な支援機能を持つところをセットで考えることが必要。具体的な支援機能は、自治体で行っている様々な施策が有機的につながるようにかさをかける。</p> <p>④組織の意思決定について、例えば市区町村であれば保育所や保健所とトップが同じため、最終的な意思決定は1つになるが、東京都と23区でいえば、当然意思決定が異なり、それをどう埋めるのかがポイント。</p> <p>④母子保健は各市町村の大きな核となるため、拠点の中でも上手く運用していきたい。</p> <p>④家庭で子育てを行い、孤立し虐待に至るケースなどを把握することがまさに拠点の任務。その中から、支援対象をピックアップして実際の支援を行うのも拠点。そういうイメージで考えられないか。</p>
6. 職員配置	<p>①子どもや保護者に関するアセスメントを適切に行った上で、地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメントや見立てから介入プランの策定などを適宜行うコミュニティー・ソーシャルワークを基本的に行うことが必要。</p> <p>①様々な社会資源をつなぐことも含め、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていくことが必要。</p> <p>②虐待対応は、危険な目に遭う場合があるが、それに対応できる保険がないため、職員のケア、保障が必要。</p> <p>②敷居を低くして、結局何もやれなかったとならないよう、ファーストアクセス、フォローの重要性というところでは、力のあるケースワーカーを配置して、柔軟に対応しなければならない旨を示すことが必要。</p> <p>③市町村における虐待対応担当窓口職員の経験年数や専門資格については、例えば、少なくとも業務経験年数6か</p>

区 分	主 な 意 見
	<p>月末満の割合が10%などといった数値目標が必要。</p> <p>②専門性を持つ職員の確保が難しくなっている。募集をかけても都市部には集まる傾向があり、市町村には集まらず担い手がいない。</p> <p>①在宅支援を強化していくためのリソースをどう作るか、ソーシャルワーク機能をどのように強化するかの観点が必要。</p> <p>④職員配置は、こういうサービスを行うためには、何人ぐらいの職員が必要になる。という議論が必要。</p> <p>④常勤、非常勤よりも、専従、専任というような書き方が必要。</p> <p>④ローテーションで非常勤職員だけで虐待対応の意思決定を行うという話があるため、常にいる人間が何人なのかという指標が必要。</p>
7. 施設・設備	<p>②相談していることを知られたくない保護者は多く、遊びに行ったついでに相談できるという環境設定が必要。</p> <p>②気軽に来所できるよう親子の交流スペースの設置が必要。</p> <p>②相談室や会議室（情報が漏れない、ある一定の広さ）の確保が必要。</p> <p>②市民が相談に訪れやすくするため、相談室を設けるなど、ハード面の整備も必要。</p> <p>④機能があれば拠点となるのか、施設や部署を作って拠点とするのか整理が難しい。</p> <p>④市町村全体で行えば良いというものではなく、部門であり、部署であり、特別にきちんと場所があった方が良い。</p> <p>④拠点と言えるためには、場所、施設等のスペースの独立性と、組織の独立性、名称がそれにふさわしいものが必要。</p>
8. 関係機関との連携	<p>③連携を強化しましょうではなく、何をすることが連携なのか具体的に書かなければならない。</p>
(1) 児童相談所との連携、協働	<p>②支援拠点と児童相談所の役割分担のマニュアルの作成、協働のあり方について記載し、共同でアセスメントを行うことが大事。</p> <p>③即座に児童相談所で措置になるような重度のケースの場合は、要保護児童対策地域協議会に出てこない場合がある。先々帰ってくることを考えると、市町村がそういった重度のケースについても把握することが必要。</p> <p>②市と児童相談所がどういった形で連携していくのか、施設からの対象児童をどのような形で支援に入っていくのかなど議論が必要。</p> <p>②都道府県との関係が触れられていないため、施策方針を提示する必要があるのではないかと。</p>

区 分	主 な 意 見
	<p>③総務省の調査結果で分かるように、児童相談所と市町村の役割分担については、児童福祉司と市区町村職員では溝があり、連携して効果的に拠点を運営をすることに対して懸念がある。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会についても、児童福祉司と市区町村職員では、意識にずれがあり上手く連携できていない部分がある。拠点を中心として連携していくことが必要。</p> <p>③市町村と児童相談所の連携は、温度差があり非常に難しい。児童相談所との連携は、大変重要なテーマであり、拠点の指針の中の記載が必要。</p> <p>④市町村と児童相談所は分担・連携を図りつつとあるが、基本的に常に協働して行うということが一番大事。</p> <p>④情報共有の観点から、児童相談所と支援拠点、市町村を結ぶ情報ネットワークシステムの構築が必要。</p>
(2) 他関係機関との連携	<p>③今ある現状の要保護児童対策地域協議会を大事にする。母子保健側と要保護児童対策地域協議会側に1人ずつコーディネーター役をつくり連携して対応する。また、学校コーディネーターするためのコーディネーターを1人つくり連携するイメージが良い。</p> <p>②ソーシャルワークとして市町村が機能するためには、社会資源である児童家庭支援センターや民間団体等との連携のあり方を示すことが必要。</p> <p>②「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」における障害と高齢者と児童をどう考えるか、周りとの連携についても示すことが必要。</p> <p>③拠点は虐待対応だけではなく全ての支援を行うものであるため、要保護児童対策地域協議会に上げるケースは、関係機関が集まって、対応が必要なケースをピックアップしないとやっていけなくなる。</p> <p>②親自身に自覚がない場合は、関係機関も関わりながら通告・相談にのることが必要。</p> <p>③関係機関との連携・共同について、実務者会議において調整機関のリーダーが進行支援に責任を持っていることの記載が必要。</p> <p>③関係機関との連携について、拠点ができた時に、1つの物ができてばらばらになるというより、それを統合して共同で対応できる仕組み、機能にすることが大事。</p> <p>③要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携について記載が足りない。共同の仕組みをどのように制度化するか、その中で市町村の責任をどのように位置づけるかが大事。</p>
9. その他	<p>②拠点の名称については、市民が理解しやすい名称を検討すべき。</p> <p>④児童福祉法で拠点と書いてはあるが、そこにどう名前をつけるかはまた別の問題がある。</p> <p>④名称について、何かインパクトのある名前を仮称でもつけて説明していかないと分かりにくい。</p> <p>②このガイドラインは、運営のガイドラインであるため、どうやってアセスメントするのかなどを示す教科書が別途必要。</p>

区 分	主 な 意 見
	<p>③運営指針のたたき台について、拠点が全ての支援を担うような内容に感じる。要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携して支援を行うことについて記載が必要。</p> <p>①一定の介入と支援、矛盾するような役割を身近な市民サービスで弁証法的にも統合していくことが期待されていて、それが拠点の整備につながるのではないか。</p> <p>②虐待通告があって在宅支援となった時に、拠点にどのような形でつながっていくのか、一定の制度的な枠組みが必要。拠点につながることを担保しておくことが必要。</p> <p>④書きぶりが都道府県、市町村という枠組みになっているため、ソーシャルワークという観点で機能するには、対等な関係という言葉に記載すべき。</p>